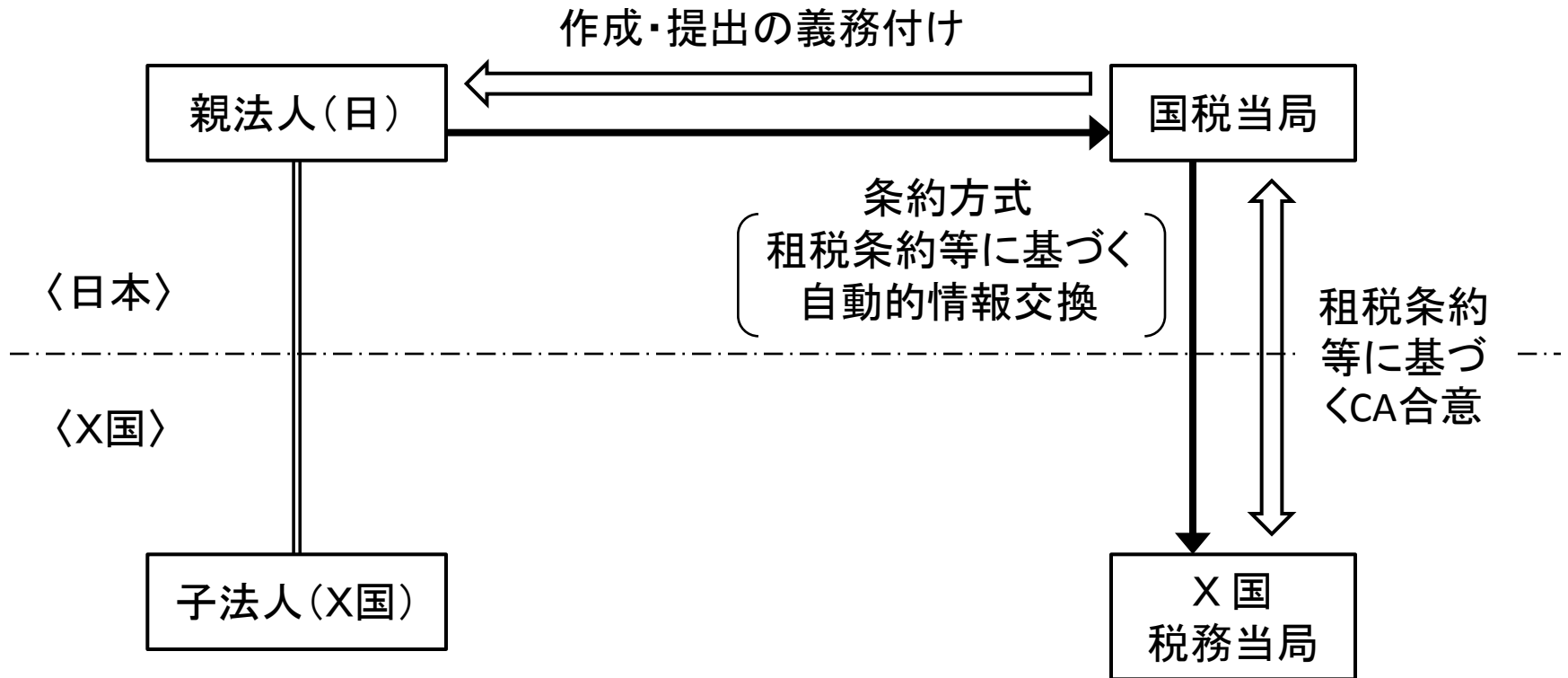
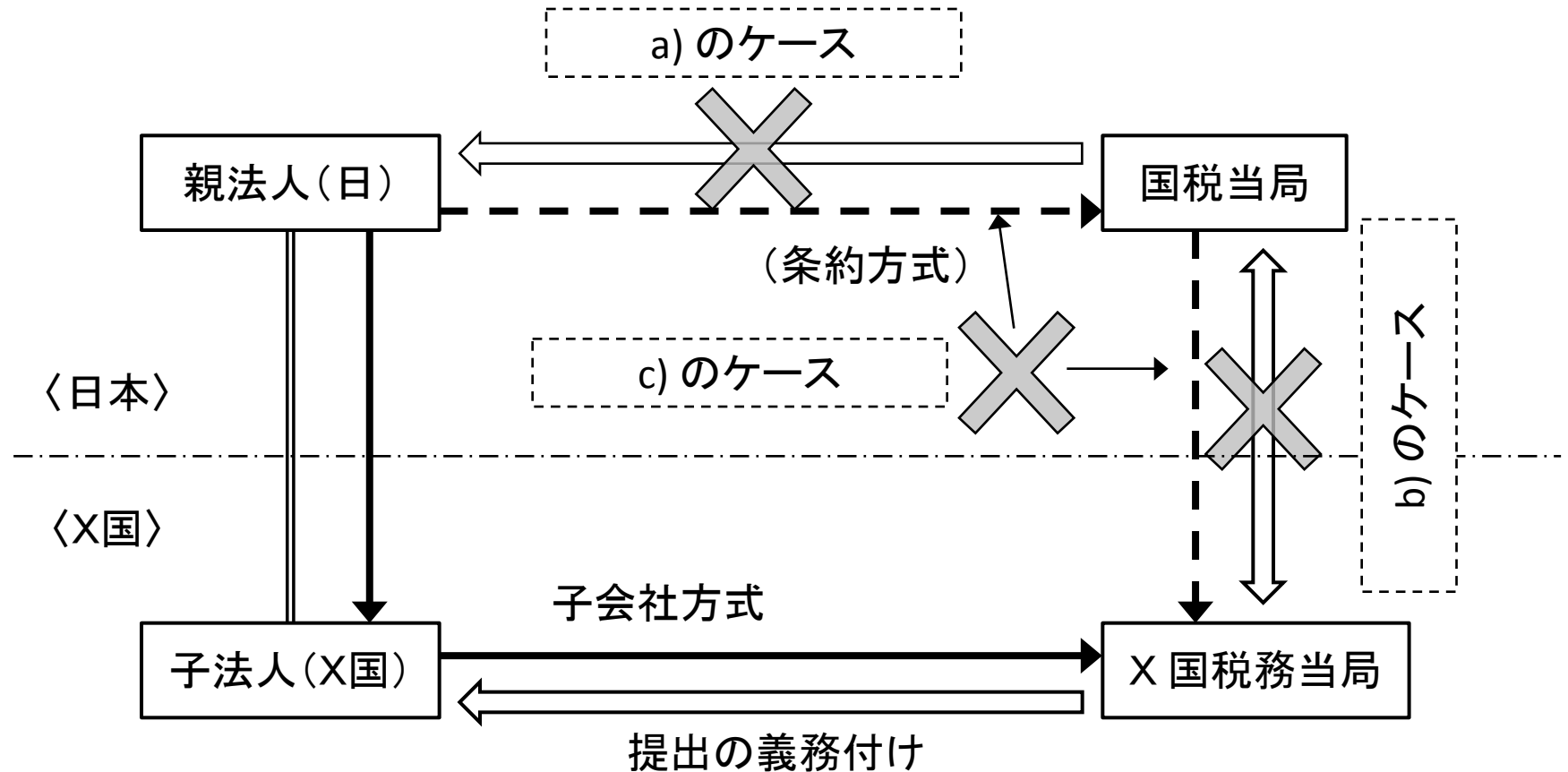


【 国別報告書 (CbCレポート) の共有チャート (条約方式) 】



### 【 国別報告書 (CbCレポート) の共有チャート (子会社方式) 】

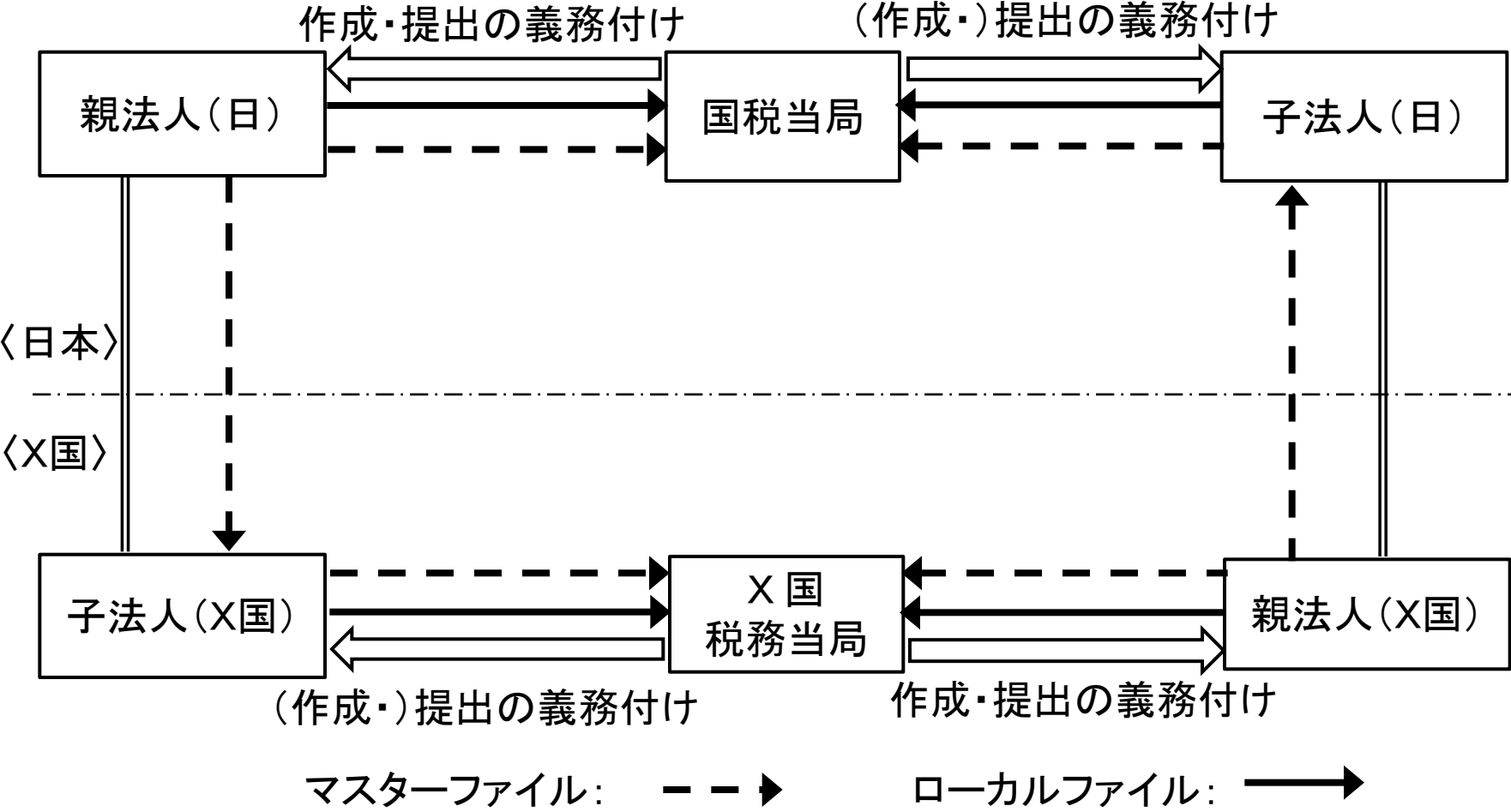
○ 第2の方式 (子会社方式) が補完的に認容される場合



(参考) 国別報告書について、第2の方式 (子会社方式) での共有が補完的に認容される場合 (モデル国内法第2条パラ2 (ii)) 次のいずれかのケースに該当すること

- a) のケース: 親法人所在地国が当該親法人に国別報告書の提出を義務付けていない場合
- b) のケース: 発効済みの適格な権限ある当局間の合意 (CA合意) がない場合
- c) のケース: 体系的な不履行 (Systemic Failure) が認められる場合

【 マスターファイル及びローカルファイルの共有チャート 】



(注) 親法人・子法人は、自社の取引に関するローカルファイルを作成して、所在地国の税務当局にそれぞれ提出する。

## (参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

～「国別報告書実施パッケージ」(2015年6月公表)の概要～

### 1. モデル当局間合意案

各国当局が国別報告書(CbCレポート)を自動的に交換するための国際合意について、金融口座情報の自動的交換の枠組みに係るCRS(共通報告基準)の権限ある当局間合意案を参考に作成され、5月末の租税委員会(CFA)で承認されたもの。税務行政執行共助条約に基づくマルチ合意案、二国間租税条約に基づく合意案、二国間の情報交換協定に基づく合意案の三種類からなり、マルチ合意案は以下の9条からなる。

- 第1条 定義
- 第2条 多国籍企業グループに関する情報交換
- 第3条 情報交換の実施時期と方法
- 第4条 コンプライアンスと執行についての協調
- 第5条 守秘、情報のセーフガード及び適切な使用
- 第6条 協議
- 第7条 修正
- 第8条 合意条件
- 第9条 税務行政執行共助条約におけるCo-ordinating Body事務局の役割

### 2. モデル国内法制

各国当局がCbCレポートの自動的交換を行うためには、まず、自国にあるCbCレポート提出対象となる多国籍企業グループ親会社等にCbCレポートの提出を義務付ける必要があるところ、OECDが関連する国内法制モデルを作成して示したもので、法的拘束力はないが、各国の国内法制において参照し得るもの。内容は以下の通り、8条からなる。

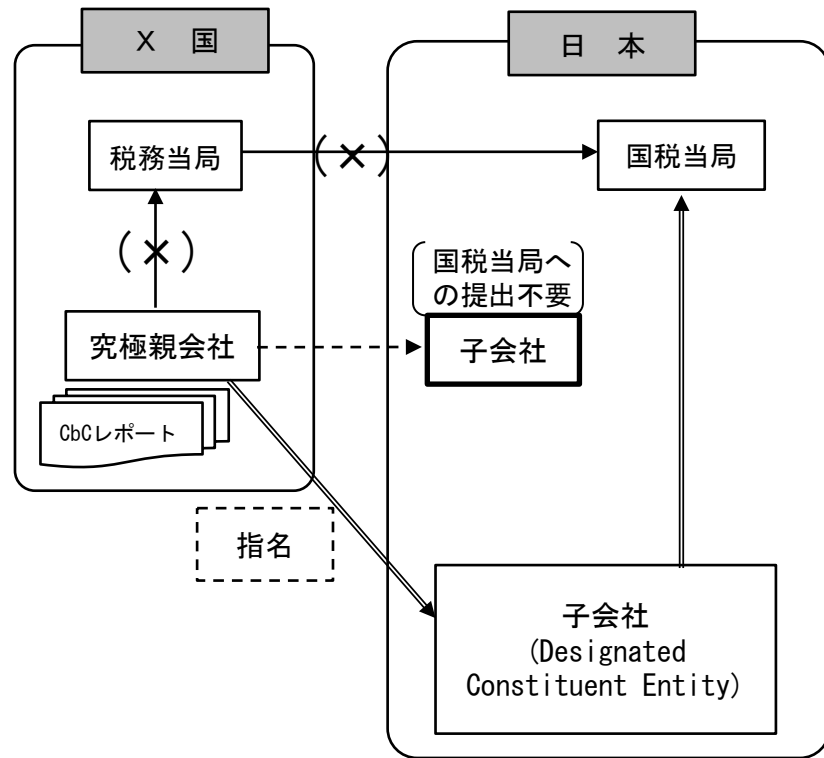
- 第1条 定義
- 第2条 提出義務
- 第3条 通知
- 第4条 国別報告書(CbCレポート)
- 第5条 提出時期
- 第6条 国別報告書情報の使用と守秘
- 第7条 罰則
- 第8条 実施時期

# (参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

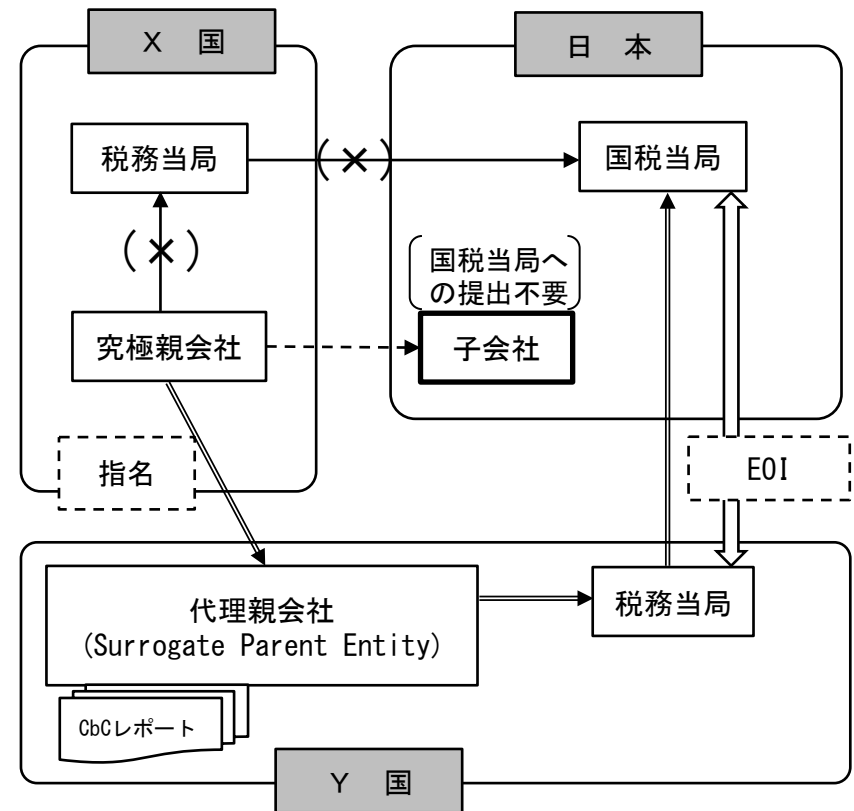
～「国別報告書実施パッケージ」(2015年6月公表)の概要～

○ 実施パッケージで追加された国別報告書(CbCレポート)の提供方法は以下の通り。

**第2条第2項 同一国に所在する子会社が複数ある場合の子会社方式**



**第2条第3項 代理親会社の指名があった場合の子会社方式の不適用**



(注) 可能な限り、示されたフレームワークの範囲内でCbCレポートが広範に共有できるように配慮されている。

## 行動14 相互協議の効果的実施

### 背景及び行動計画の概要

- BEPS対抗措置による新たなルールの導入に伴う予期せぬ二重課税の発生等の不確実性を排除し、ビジネスにとっての確実性と予測可能性を確保するためには、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとするのが必須。
- 相互協議手続の実効性は、強制的・拘束的仲裁制度の導入によって一層強化される。

### 報告書の概要

- 実効的な相互協議の実施を妨げる障害を除去するため、相互協議を通じた適時・効果的な紛争解決に対し強く政治的にコミットし、以下の3項目を実現するために各国が最低限実施すべき措置(ミニмумスタンダード:MS)及び実施することが望ましいとされる措置(ベストプラクティス)を勧告。
  - (1) 相互協議に係る条約上の義務の誠実な履行と、相互協議事案の迅速な解決  
(MSの例)相互協議事案を平均24か月以内に解決することを目標化。
  - (2) 租税条約に関連する紛争の予防及び迅速な解決を促進するための行政手続の実施  
(MSの例)相互協議の利用のためのガイダンス公表、相互協議担当職員の人員及び独立性の確保
  - (3) 納税者に対する相互協議の機会の保証  
(MSの例)いずれの締約国の権限のある当局に対しても相互協議の申立てをできるように租税条約の規定を改正
- ミニмумスタンダードの実施を確保するため、各国におけるミニмумスタンダードの実施状況をモニタリングする。
- 上記のほか、仲裁制度を導入する意思のある国で、強制的・拘束的仲裁に関する具体的な規定の策定作業を継続。

### 今後の対応等

- OECD: 租税条約に関連する措置(仲裁を含む)を二国間租税条約に取り込むための多数国間協定の締結(行動15)。  
ミニмумスタンダードの実施状況のモニタリング方法を策定し、モニタリングを実施する。
- 日本: 現状においてミニмумスタンダード及びベストプラクティスを概ね実施している。  
多数国間協定交渉への参加を含め、租税条約に関連する措置(仲裁を含む)を規定する租税条約を拡充。

## (参考)行動14 相互協議の効果的实施

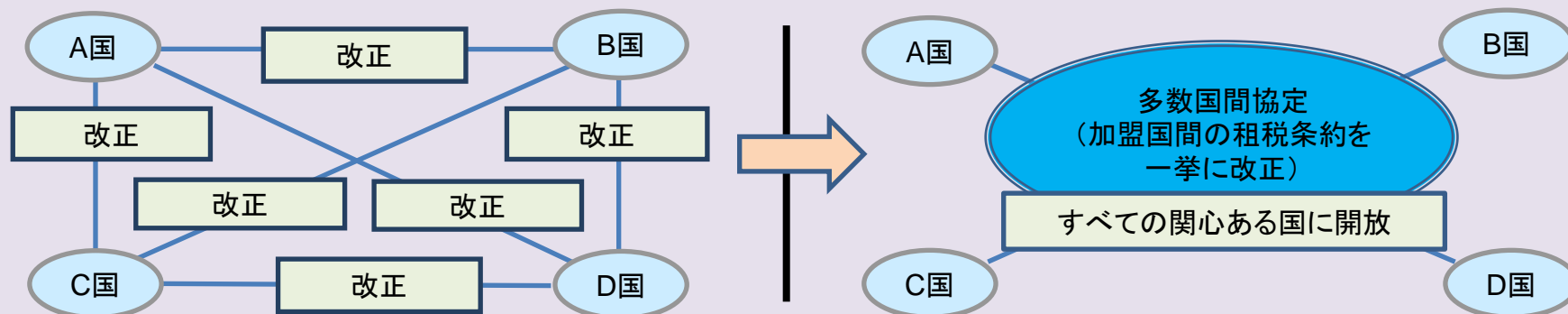
### ミニマムスタンダード及びベストプラクティス一覧

最低限実施すべき措置(ミニマムスタンダード)	実施することが望ましいとされる措置(ベストプラクティス)
<b>1. 相互協議手続に関する条約上の義務の誠実な履行と、相互協議事案の迅速な解決のための措置</b>	
租税条約に第25条1～3(相互協議手続)を規定する。 相互協議の機会を保証し、合意内容を実施する。	租税条約に第9条2(対応的調整)を規定する。
条約の濫用の疑いがある場合にも相互協議の機会を認める。	
相互協議事案を平均24ヶ月以内に解決しようとすることを目標とする。	
FTA MAP Forum(FMF)のメンバーになる。	
FMFと共同で策定する報告書の枠組みに従って、統計を適時に報告する。	
ミニマムスタンダードの実施状況について、審査を受ける。	
仲裁制度に対する立場を表明する。	
<b>2. 租税条約に関連する紛争の予防及び迅速な解決を促進するための行政手続の実施のための措置</b>	
相互協議を利用するための規則、ガイドライン及び手続を公表する。	将来の紛争の予防に役立つ相互協議の合意を公表するための手続を整備する。
自国の相互協議の概況を共通のプラットフォームに沿って公表する。	税務行政フォーラム作成の“Global Awareness Training Module”を職員に配付する。
相互協議担当職員の独立性の確保のため、内部ガイダンス等を整備する。	二国間事前確認手続を実施する。
権限のある当局の機能及び職員の業績指標に関する手続を整備する。	複数年分の同一論点について、一括して相互協議を申立てをすることを認める。
相互協議関連の業務に十分なリソースを確保する。	
当局と納税者の間で和解した場合も相互協議の機会を制限しない。	
一定の場合に事前確認合意を過年度へ遡及適用することを認める。	
<b>3. 納税者に対する相互協議の機会の保証のための措置</b>	
①相互協議の申立てをいずれの締約国に対しても行えるように条約を改正する。又は、 ②相互協議の申立ての正当性について、両締約国間で通知又は協議を実施する。	相互協議が継続中の事案に係る徴収を猶予するための適切な措置を講ずる。
相互協議の申立ての際に納税者が提出すべき情報及び文書を特定する。	相互協議の申立てを促進する適切な手続を実施する。
相互協議で成立した合意はいかなる期間制限にもかかわらず実施する。	相互協議と国内法の救済措置との関係に関するガイダンスを公表する。
	納税者による自発的調整の場合にも相互協議の機会を認める。
	利子及び罰金に関する相互協議についての見解をガイダンスで示す。
	多国間の相互協議及び事前確認手続に関する指針をガイダンスで示す。

## 行動15 多数国間協定の策定

### 背景及び行動計画の概要

- BEPS行動計画を通じて策定される各種措置の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界でおよそ3,000本ある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要する。
- そこで、二国間租税条約においてBEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を策定する。
- 多数国間協定の規定は、全加盟国が採用する中核的規定と、加盟国が選択できる規定とで構成され、多数国間協定の規定に従って、加盟国間の二国間租税条約の規定が部分的に改正又は追加される。
- 多数国間協定は、2016年末までに策定され、署名のためにすべての関心ある国に開放される。



### 行動計画の経緯及び今後の予定

- 2014年9月：BEPS報告書において、多数国間協定交渉のためのマンデートの策定を勧告。
- 2015年1月：多数国間協定交渉のマンデート承認。
- 2015年5月：すべての参加表明国が参加する多数国間協定交渉の第1回会合を開催。
- 2015年7月現在：日本を含む87ヶ国が多数国間協定交渉への参加を表明。
- 2015年9月：日本を含む15か国で構成されるビューロー会合（運営会合）を開催。
- 2015年11月以後：2016年末までの多数国間協定の策定に向けて、数次にわたり会合を開催。